

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月

私は、A社を退職する際、両親及び会社からの勧めもあり、自ら年金手帳と離職票を持参し、B市役所で国民年金の加入手続を行った。次の会社に勤めるまでの国民年金保険料は、B市から送られてきた納付書で銀行に納付した。

平成 14 年 1 月にB市から送られてきた国民年金被保険者記録連絡票で、申立期間が未納となっていることを初めて知ったが、申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間直前の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年12月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間①については、A事業所の臨時職員として働いており、職場の担当者から国民年金に加入するように指示された。亡くなった父親が加入手続きを行い、自宅から近いB市のC支所やD銀行E支店で保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、F事業所の臨時職員として働いており、この期間についても父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。

父親は国民年金に任意加入していた母親の保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納が無い。

また、申立人は、「父親は母親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の母親は、申立期間を含む昭和48年4月から61年3月まで国民年金に任意加入しており未納は無いことから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和55年4月から56年3月までの期間は同年7月15日に過年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の父親が、この時点で同じく過年度納付が可能であった申立期間②について納付していないのは不

自然である。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和56年8月31日に払い出されていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により納付できなかった期間である上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である上、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

国民年金制度が始まった昭和36年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は滞りなく自分で納付していた。

国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録欄に割印があるので申立期間の保険料は納付済みであると思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金任意加入被保険者資格取得申請承認通知書によれば、申立人は、昭和36年4月1日に任意加入により資格を取得していることが確認でき、61年4月に第3号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付されていることから申立人の納付意識は高かったものと考えられるところ、加入当初の当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間の一部については、同一年度内に納付済期間と未納期間が混在しており、申立人について、本来特殊台帳が存在する必要があるが、申立人の特殊台帳は存在していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月13日から同年5月1日まで

私は、昭和33年4月1日発令でA社C支店から同社B支店に異動し、36年4月に同社D支店へ異動するまで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険加入記録についての社会保険事務所（当時）の回答では、A社C支店で昭和33年4月13日に被保険者資格喪失、同社B支店で同年5月1日に同資格取得となっており、その間の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚等の証言及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社C支店から同社B支店への異動日については、申立人は昭和33年4月1日付け発令だったと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、他の支店からB支店に同年4月1日付けで異動したとする同僚二人の異動前の支店における被保険者資格喪失日は、それぞれ同年4月12日及び同年4月16日となっていることが確認できること、及び申立期間当時の人事担当者が、「1日付け発令者が仕事の都合で赴任が遅れた場合は、厚生年金保険の届出が月の中途になることもあつ

たと思う。」と証言していることなどから、申立人の実際の異動日は同社C支店における資格喪失日の同年4月13日であったと考えられるため、同社B支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和33年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「給与から控除した社員の保険料は一括納付していたはずで、申立人の分だけ外したとは思えない。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和57年1月及び同年2月は28万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月1日から57年10月1日まで
私が勤務していたA事業所は、厚生年金保険の強制加入では無かったため、当時の職員は任意加入の形で事業主負担分の保険料も個人で負担して加入し、保険料は事業主を通じて納付していたが、ねんきん定期便によると、私が厚生年金保険に加入していた期間のうち、昭和56年12月から57年9月までの標準報酬月額及び保険料納付額が給与明細書と相違があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額から、昭和57年1月及び同年2月は28万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、A事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が26万円と記載されていることが確認できることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年12月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書上の報酬月額に基づく標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年7月1日、資格喪失日は23年3月20日であると認められることから、申立人の資格の喪失日（昭和22年8月1日）及び取得日（昭和22年11月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月1日から同年11月1日まで
② 昭和23年3月20日から同年4月8日まで

昭和21年7月1日から23年4月8日まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、22年8月1日資格喪失、同年11月1日再取得となっており、申立期間①が未加入となっていた。また、退職したのは、23年4月8日なのに、資格喪失日が同年3月20日となっていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社において昭和21年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年8月1日に資格を喪失した後、同年11月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、同年8月から同年10月までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間①当時の業務内容及び同僚について、詳細かつ具体的に記憶していることから、申立人が申立期間①について、A社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和21年7月1日に被保険者資格を取得し、23年3月20日に資格を喪失したとされ

ており、22年8月1日資格喪失との記載は確認できない上、同年6月1日及び同年11月1日の標準報酬月額の変定の記録が資格取得日欄に記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和22年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる同僚6人については、厚生年金保険被保険者台帳にも、同年8月1日に資格を喪失した旨の記載が確認できる。

以上のことから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和22年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日に資格を取得する届出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間①当時、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和22年8月1日）及び資格取得日（昭和22年11月1日）を取り消すことが必要と認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、100円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人と同時期にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者6人に照会したが、申立人の勤務状況に関する証言は得られなかった。

また、当該事業所は、既に解散しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和46年12月から49年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時の国民年金保険料については、将来のことを考えて両親が納付していたことを聞いていたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月から国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は49年7月に払い出されていることが確認できることから、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとしている両親は既に死亡しており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）でも、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 54 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 54 年 5 月まで
亡くなった父親から、「20 歳になったら国民年金に加入することは国民の義務なので、職業に就くまでは国民年金保険料を支払っておく。」と聞かされていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、平成元年 3 月に昭和 52 年 11 月にさかのぼって新規に資格取得の処理が行われており、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年 3 月ごろに行われたものと考えられる。したがって、それ以前は、国民年金の未加入の期間として取り扱われ、納付書は発行されなかったものと考えられる上、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっており事情を聴取することができないため、当時の納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月までの期間、同年 6 月から 60 年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から平成 7 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 6 月から 60 年 12 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から平成 7 年 3 月まで

20 歳になったときに父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを母親が覚えている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号割振設定表によれば、申立人の手帳記号番号は昭和 60 年 7 月 2 日に A 市へ割り振られていること、及び申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は 61 年 4 月 3 日に作成され、55 年 6 月にさかのぼって新規に資格の取得が行われていることから、61 年 4 月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。したがって、その時点では申立期間①、及び申立期間②のうち一部は時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③は 96 か月と長期間に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

さらに、国民年金の加入手続をし、各申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっており事情を聴取することができないため納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が、各申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、納付書が郵送されてきていたので、自分でA市のB支所や銀行で納付したり、元夫に頼んで銀行で納付してもらっていた。

国民年金の重要性はそれなりに熟知しており、老後のことなどについても考えていたので任意加入をやめることは考えられない。

任意加入をやめる手続をしたことは無く、申立期間の国民年金保険料は納付していたはずなので、もう一度しっかり調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和58年2月18日に任意加入の被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間のうち、昭和58年2月及び同年3月の保険料を納付していたことを示す資料としてA市の昭和57年度第4期分の国民年金保険料領収書を所持しているが、当該領収書に記載されている金額5,220円は当時の1か月分の保険料額である上、同市では「昭和58年2月の資格喪失申出後に電算入力を行い、同年1月分のみ保険料額に修正した納付書を発行したと思われる。」と回答していることから、当該領収書は58年1月分を納付した際に交付されたものであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの期間及び62年10月から63年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで
② 昭和62年10月から63年11月まで

申立期間①はA事業所に正式採用される前の研修期間中であり、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間②はB市C地区にある事業所に勤務しており、申立期間①と同様に国民年金の加入手続も国民年金保険料の納付も父親が行った。

既に父は亡くなっていて詳しい状況は分からないし、証拠となる領収書等も無いが1か月7万円程度、家に入れていたので、そのお金の中から納付してもらっていたはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、昭和59年4月1日新規資格取得、同年10月1日資格喪失、62年10月1日再取得及び63年12月16日第3号被保険者への種別変更の処理が、平成7年9月8日にまとめて行われていることが確認できること、及びオンライン記録によれば、同年10月6日に昭和63年12月から平成5年7月までの期間について第3号被保険者の特例届出の処理が行われていることから、申立人の国民年金の加入手続は7年9月ごろ第3号被保険者資格の届出の際に行われたものと考えられる。したがって、それ以前は申立期間は未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されなかったものと考えられる上、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっており、事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 27 日から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 44 年 3 月 31 日から同年 4 月 17 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 7 月 17 日から同年 9 月 8 日まで
⑤ 昭和 47 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①から⑤まで、船員手帳により乗船していたことが確認できるが、船員保険の加入期間が船員手帳に記載されている期間よりも短くなっている。

船員手帳に記載されている期間は、船員保険の被保険者証をもらっていたはずなので船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人が保管する船員手帳により、申立てに係る船舶に乗っていたことが推認できる。

しかし、申立期間①及び②については、当時の船舶所有者は既に死亡しており、後継者である船舶所有者の息子は、「平成6年に事業を廃止し書類等は廃棄している。」と回答していることから、当時の状況について確認することはできない。

また、船員保険被保険者名簿により、複数の同僚が申立人と同様に昭和43年12月2日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が一緒に乗船したとする同僚1名は、申立人と同様に44年3月31日に資格を喪失していることが確認できる。

申立期間③については、A社は、昭和62年に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、元事業主の息子は、「申立人が乗船していた船舶Bは2種類の魚種の漁をしており、魚種の切替えの時であれば船員保険に加入させなかったかもしれない。」と回答している。

さらに、船員保険被保険者名簿により、複数の同僚の船員保険の加入記録は申立人と同様に、資格喪失日が昭和45年4月27日であることが確認できる。

申立期間④については、C社は平成14年に解散しており、当時の状況を確認することができない。

また、当時の事業主に照会したところ、保管している昭和30年から平成8年までの船員保険加入者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、船舶Dは申立期間前の46年6月にE社に売却しており、申立期間④に係る船員保険の加入手続は同社がすべきであると回答している。

さらに、E社のグループ会社で船舶Dの所有者であるF社は、船舶所有者名簿によると、昭和46年10月1日に船員保険の新規適用を受けていることが確認でき、申立期間④については適用船舶所有者ではない。

申立期間⑤については、F社は昭和55年に解散し、当時の元事業主も既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、元事業主の息子に照会したが、「会社は解散しており、父も死亡しているため詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立期間④及び⑤について、申立人の元同僚5名から当時の状況について回答を得たが、申立人について覚えている者は1名のみであり、当該同僚は申立人が申立期間に係る船員保険料を徴収されていたかは不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から同年11月15日まで
私は、A社に昭和49年6月に入社し、同年11月まで勤務したと記憶している。
申立期間について、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同僚の証言及び同僚の厚生年金保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、A社に勤務したと述べているところ、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人は、昭和49年11月15日から同年11月26日までA社と事業主が同一であるB社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B社は、申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和49年11月15日資格取得、同年11月26日資格喪失以外の記録は見当たらないとしている。

加えて、当該事業所の役員は、昭和52年以降は、社員をすべて厚生年金保険に加入させていたが、申立期間当時は入社してもすぐに退社する者がいたことや、給与の手取額が少なくなることを理由に厚生年金保険の加入について嫌がる者もいたことから、厚生年金保険に未加入の従業員が多数いた旨の証言をしているとともに、申立期間当時の事務担当者は、「当時は、厚生年金保険の加入が遅れぎみで、自分も入社から3か月後に加入した。」と回答している。

その上、申立人は、申立期間は国民健康保険に加入していたこと、及び年金手帳を事業所から手渡されたのは入社後しばらくしてからであったと記憶していることから、申立人は入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入したことがうかがえる。

なお、申立人は申立期間に国民年金に加入し、昭和 49 年 6 月から同年 9 月までは申請免除期間、同年 10 月及び同年 11 月は保険料納付済期間とされていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年3月30日まで
私は、昭和40年4月1日から43年3月30日までA社の社員寮で社員の食事や寮の掃除を担当していた。厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び元役員等の証言から、申立人が申立期間にA社の社員寮で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元役員は、「社員寮で勤務していた申立人は社員ではない。」としており、「厚生年金保険の加入者は、事務担当職員及び営業担当社員などであり、申立人は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月1日から43年8月29日まで国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、当該事業所において勤務していた申立人の夫も36年4月1日から50年10月17日まで国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、昭和45年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、事業主も既に亡くなっていることなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 31 日まで A 社で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が保管する年金手帳によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は昭和 38 年 5 月 1 日と記載されており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚 10 名に照会したところ、回答が得られた 8 名のうち入社時期を記憶している 4 名は、入社日から厚生年金保険の加入日まで 8 か月から 39 か月を要していたことが確認でき、当該事業所では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、厚生年金保険関係の事務担当者は不明であり、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の事実等を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間にA社で勤務していた。毎月月末に給料が支払われ、社会保険料等を控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 1 日までの期間、当該事業所で勤務したと主張しているところ、雇用保険の記録によると、取得日が 42 年 1 月 5 日、離職日が 43 年 6 月 30 日となっており、申立人の申立期間と一致していない。

また、申立人が記憶する同僚（昭和 58 年 11 月 30 日に当該事業所の取締役就任）は、「申立人は、下請先の事業所が連れてきた従業員の中の一人で、社員ではなかった。」と証言しており、オンライン記録においても、申立人及び申立人がほかに記憶する 5 名の氏名も見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人は、当該事業所において雇用保険の加入期間内である昭和 43 年 4 月 1 日に初めて国民年金に加入したことが確認できる。

加えて、当該事業所では、「昭和 46 年以前の人事関係資料や社会保険関係資料等は廃棄しているため、当時の状況は不明である。」としている上、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、雇用保険の記録が存在していることについて当該事業所では、

「下請先が保険料を全額負担する条件で当社名で加入手続を行ったものと考えられる。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月から23年5月まで
② 昭和28年12月15日から29年3月10日まで

私は、昭和20年12月から23年5月までは船舶Aに乗船し、28年12月15日から29年3月9日までは船舶Bに乗船していた。

船舶A乗船時の船員手帳は紛失したが、間違いなく乗船しており、船舶Bの乗船記録は船員手帳に記載してあるので、双方の乗船期間について、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者名簿によると、船舶Aの船舶所有者は、昭和25年1月17日に船員保険の適用を受けており、申立期間①当時、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、申立人は、船舶A乗船時の船員手帳を紛失しているが、当該船舶には一度だけ乗船したと述べているところ、オンライン記録及び当該船舶所有者の被保険者名簿によると、申立人の当該船舶に係る船員保険の加入記録は、昭和25年2月1日から同年8月1日までの期間のみであることが確認できる。

さらに、申立人は船舶Aに乗船していた当時の同僚を記憶していない上、当該船舶所有者も連絡先等が不明となっていることから、当該期間の勤務状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録から、船舶Bに乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人は、船舶Bに乗船していた同僚を記憶していない上、船員手帳に記載されている当該船舶の船長は所在が不明となっていることか

ら、当該期間当時の状況を確認することができない。

また、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によると、申立期間②に被保険者資格を取得した者は見当たらない上、当該船舶所有者は、連絡先等が不明となっていることから、当該期間当時の勤務状況及び船員保険の加入状況を確認することができない。

さらに、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、当該期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていない。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月 1 日から勤務したA社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、同年 7 月 1 日資格取得となっている旨の回答をもらった。
A社には、高校を卒業した昭和 51 年 4 月 1 日から正社員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が昭和 51 年 4 月 1 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同日にA社に入社したとする同僚6名の厚生年金保険加入記録を確認したところ、いずれも同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様に昭和 51 年 7 月 1 日となっている。また、申立人の前後の年度において4月1日に定期採用されたと考えられる被保険者に照会を行ったところ、回答があったのは1名のみであったが、当該1名は、52 年 4 月 1 日に同社に入社したとしているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 8 月 21 日となっている。これらのことから、同社では、4 月 1 日に定期採用された者については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役等に照会したが、賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年から39年まで
② 昭和40年4月7日から同年5月1日まで
③ 昭和40年7月31日から41年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間は、A事業所に勤務しており、半年間勤務して失業保険給付を受け、また勤務するということを繰り返しており、健康保険証ももらっていた。当時は、職場で健康診断も受けたので、厚生年金保険にも加入し保険料も同様に納めていたはずである。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間②は、B事業所、申立期間③は、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所及びB事業所に勤務していたとする期間の記憶が曖昧である上、申立人が同じ時期にアルバイトと一緒に勤務したとして名前を挙げた申立人の姉及び同僚についても、申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、昭和35年2月から41年11月までの期間について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、49年10月1日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人は「健康保険証をもらっていた。」として、申立期間に

厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人の夫が政府管掌健康保険の被保険者となっていた昭和 38 年 7 月 1 日から 43 年 2 月 13 日までの期間について、申立人の夫に係る被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、A 事業所及び B 事業所の事業を継承する各事業所では、申立期間当時のアルバイトに係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 24 日から 43 年 6 月 30 日まで
昭和 39 年から給与をもらっていたA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、42 年 5 月 24 日資格喪失、43 年 7 月 1 日再取得となっており、未加入期間が生じていることが分かった。

給与は申立期間も継続してもらっていたし、保険証も持っていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の日記から判断すると、申立人は、申立期間についても、A社から給与の支払を受けていたことが推認できる。

しかし、当該事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が昭和 42 年 5 月 24 日に被保険者資格を喪失し、43 年 7 月 1 日に再取得していることが確認でき、当該被保険者資格記録はオンライン記録と一致している。

また、当該事業所では、申立人に係る上記の手續について、昭和 39 年当時は、勤務実態は無かったものの、学費援助の目的で給与を支給し、社会保険にも加入させていたが、税務署から当該給与の支給は寄付金に当たるものと指摘され、社会保険の資格喪失の手續を行い、43 年 7 月に正式採用となった時に再取得の手續を行ったと説明している。

さらに、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る被保険者記録は昭和 42 年 5 月 23 日離職、43 年 7 月 1 日取得となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と合致している。

加えて、当該事業所では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。